

平成30年6月27日現在

機関番号：32102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17174

研究課題名(和文) 概念フレームワークにおける資本の概念形成をめぐる課題 企業会計制度設計の視点から

研究課題名(英文) Issues of setting an equity concept in a conceptual framework for financial reporting

研究代表者

池村 恵一(Keiichi, Ikemura)

流通経済大学・経済学部・教授

研究者番号：70409621

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、企業会計の概念フレームワークにおいて、ある範囲の資金提供者の持分にもとづいて、資本の概念を負債の概念に優先して独立に定めることの有益性を記述する。第1に、そのような資本にもとづいて行われる利益の計算は、損益計算書において、企業に財務的資源を提供するある特定の資金提供者の利益を示すことができる。第2に、そのような資本の概念は、株主に帰属する利益と資本の表示を強調する会社法のもとでの開示に適している。実際、日本の会計基準における株主資本は、会社法による開示要求を満たす有益な手段である。ある資金提供者の持分を識別することによって決定される資本の概念は、日本の会社法と整合している。

研究成果の概要(英文)：This study is to describe the benefit of setting an equity concept, independent and in preference to a liability concept, based on identifying the interest of some specific capital-providers in a conceptual framework for financial reporting. First, the calculation of income ("bottom line") based on the equity concept shows the income of a certain capital-provider who invests financial resources in a firm in the firm's Profit and Loss Statement. Second, in Japan, the equity concept fits the disclosure needed from the Japanese corporate law that emphasizes to show shareholder's income and equity. Indeed, "the shareholder's equity" (the Japanese equity concept) in Japanese accounting standards is a good means to satisfy the need of disclosure from the Japanese corporate law. The equity concept determined by identifying a certain capital-provider's interest is consistent with the Japanese corporate law.

研究分野：財務会計

キーワード：資本の概念 概念フレームワーク 負債と資本の区分 新株予約権

1. 研究開始当初の背景

2010年3月期から日本企業に国際会計基準(以下、IFRS)の任意適用が開始され、現時点(2018年6月)で、すでに9年が経過しようとしている。本研究開始当初においても、すでに任意適用がなされていたが、本研究の問題意識は、IFRSが依拠するような、IASBおよびFASB概念フレームワークにみられる差額概念としての資本の考え方「equity」が日本の企業会計制度の設計に組み込まれた場合、とくに会社法との共生において利用可能なものなのかというものであった。このような問題意識にもとづき、本研究は、IASBおよびFASB概念フレームワークで採用される「equity」の考え方の成立、現在に至るまでの議論の経緯から、その特徴や問題点をふまえたうえで、日本の概念フレームワークで用いられている株主資本のように、特定の範囲の資金提供者(日本でいえば株主)の持分(權益)によって識別され構成される資本の概念が、日本の企業会計制度の設計において、とくに会社法との制度的な共生を実現するために有益であることを明らかにする、ということの研究の大きな方向性として定めた。

2. 研究の目的

具体的に、本研究の目的は、次のように定めた。すなわち、本研究は、企業会計の概念フレームワークにおいて、ある特定の範囲の資金提供者の持分(權益)にもとづいて、資本の概念を負債の概念に優先して独立に定めることの有益性を明らかにすることを目的としている。とくにIASBとFASBの概念フレームワークにおける資本の概念形成に伴う問題点を検討したうえで、資本を優先して独立に定めることの有益性を日本の企業会計制度設計の視点から明らかにする、こととした。

3. 研究の方法

研究の方法としては、IASBやFASBが概念フレームワークの設定に至るプロセスで公表した資料や、企業会計の資本の概念について規範的な側面から言及する先行研究、さらには、日本の企業会計制度の設計の観点から、企業会計と会社法の制度的な共生についての知見を提示するような先行研究を渉猟し、本研究の結論を形成するのに有益な知見を整理するという、規範的・記述的な方法を採用している。また、本研究の結論を補完するために、IFRSを任意適用する上場企業の有価証券報告書をいくつか収集し、本研究の指摘が実際の経済社会においてどのような意義があるのかについても若干の検討を加えた。

4. 研究成果

研究の結果として、まずIASBやFASBにみられるような差額概念としての「equity」の考え方は、日本の企業会計制度の設計にお

いて馴染まないものであるということが考えられた。

どのような理由で馴染まないのかというと、第1に、資本を差額概念として形成させてしまうと、資本をベースに計算される利益が、どのような資金提供者に帰属するものなのか不明確となってしまう、ということがあげられる。資本を構成する資金提供者の持分(權益)が特定されていなければ、結果としてどの資金提供者の利益が計算されたのかが不明確になる。現在、日本の企業会計制度では株主資本にもとづいて株主にもとづく利益が計算されているが、IFRSが前提とする差額概念としての「equity」を採用すると、どの範囲の資金提供者に帰属する利益なのか不明確となってしまう。日本の企業会計制度において、これまで利用されてきた株主資本に代えて、差額概念としての資本「equity」が採用されると、会計基準を適用した結果である貸借対照表の純資産(とくに株主資本)表示や損益計算書において計算・表示される当期純利益の意味合いが変化してしまうことが懸念される。

第2に、差額概念としての資本の考え方「equity」については、株主と債権者一般の利害調整を行う会社法の立場との不整合な点があげられる。企業を取り巻く利害関係人の利害を調整する会社法の立場からは、まずは最終的な残余に与る請求権者が特定されている必要があり、「equity」のもとでは、やはりその点が不明確にならざるをえない。また、財務諸表の表示における科目で利害調整の指標として扱われる可能性がある科目(株主に帰属し、バッファとしての役割が期待される科目)には、資本金、資本準備金を含む資本剰余金、さらには利益準備金を含む利益剰余金(剰余金)があげられ、これらの科目はIFRSベースの財務諸表でも開示されている。しかし、「equity」の利用のもとでは、非負債という条件を満たす新株予約権も「equity」に含まれてしまい、実質的に、新株予約権が、「資本剰余金」や「その他の資本の構成要素」として扱われ、利害調整の指標に含まれてしまうということがあげられる。

本研究では、概念フレームワーク上、資本の概念を差額として捉える考え方と対照するものとして、資本の概念を負債の概念に優先して独立に定めるという考え方に着目した。これは、特定の資金提供者を識別して、資本を構成する発行金融商品の範囲を定めようとするものであり、会社法の利害調整の観点から要請される企業財産の最終的な残余に与る請求権者を特定する視点と高い水準で整合している。ある特定の地位を有する資金提供者を識別する視点は、残余に与る最終的な請求権者を識別することにも適うと考えられる。

企業会計の概念フレームワーク上、資本の概念を優先して独立に定めることの意義は、利益の計算構造においてどの資金提供者の

利益が計算されているのかという点が明確化されると同時に、会社法からの要請である最終的な残余に与る請求権者を特定することに寄与する。このアプローチは、企業会計と会社法が制度的な共生を継続させるうえで有益な手段であるといえる。

[補足]

本研究の結論を補完するために、IFRS を任意適用する上場企業の有価証券報告書をいくつか調査し、本研究の指摘が実際の経済社会においてどのような意義があるのかについても検討を加えた。

東京証券取引所が公表している「IFRS を適用している会社一覧」(2018年5月時点)の中から、IFRS 適用から5年が経過している企業に着目し、それらの企業が公表している最新の有価証券報告書(2017年3月期から2017年12月期までの有価証券報告書:12社、12件)を取得して、ストック・オプションや新株予約権の記載事項について調査を行った。調査内容は、ストック・オプションとして発行されているものを含めて新株予約権がどのように表示されているのか、またどのような開示例があるのかというものである。

12件のうち、新株予約権の発行についての表示または開示があったのは、10件である。この10件のうち、新株予約権をどの科目に含めて表示しているかということの説明するものは1件にとどまる。このケースでは、(その他資本剰余金ではなく)「その他の資本剰余金」として表示していることを明記していた。しかし、このケースでは、連結財政状態計算書の表示上、新株予約権の金額が自己株式処分差損と合算されて表示されていた。新株予約権の金額については、連結持分変動計算書と他の開示内容から把握することができた。その他の9件について、新株予約権をどの科目に含めて表示しているかということの説明するものはなかった。また、この9件のうち、表示上のどの科目に新株予約権が含まれているかということを確認できたものが5件あり、それが確認できた箇所として、連結持分変動計算書やストック・オプション制度の開示内容があげられる。さらに、新株予約権が含まれている表示科目名としては、「資本剰余金」(1件)と「その他の資本の構成要素」(4件)があげられる。連結持分変動計算書やその他の開示内容からも新株予約権がどの科目に含まれているかということが不明のものは最終的に4件であった。

このようにIFRS 適用から5年が経過し、IFRS に従った財務諸表や開示内容の作成が定着している企業においても新株予約権の振替の科目があいまいで統一されていない。この原因の一つには、金融庁から公表されている「IFRS に基づく連結財務諸表の開示例」(2016)でも確認できるように、日本基準のもとでの新株予約権に対応するIFRS上

の科目名が厳密に特定されていないことがあげられるかもしれない。ただ、今回の調査では、新株予約権は、差額としての資本「equity」の概念を満たすということとして通常は理解されていること、さらには発行株式についての払込金でないということから、資本金には含まれず資本剰余金(資本準備金を除く)に含まれる、あるいはその他の包括利益とともにその他の資本の構成要素という科目に含まれて扱われているという状況を確認することができた。日本基準において、新株予約権は、株主資本ではないということから、純資産科目のうち株主資本以外の純資産科目として扱われて別個に表示されている。新株予約権をめぐる日本基準による表示・開示とIFRSによる表示・開示には、確かな差異がある。会計学の視点からはいうまでもなく、株主からの出資金と混同され、しかもその扱いについて統一的な整理もなされていない状況は憂慮すべきことであり、表示・開示内容が明確になるよう対応がなされるべきであると考えられる。

しかし、日本では新株予約権の発行の規模が欧米に比べて小さく、また負債純資産合計における金額の割合も小さいことから、重要性の原則にしたがって新株予約権を差額概念としての資本「equity」に含め、実質的には株主資本とそれに近い持分という形でひとまとめに扱うという方法にも一定の合理性があるのかもしれない。金額の僅少さも確かにこのような処理の根拠とはなりえる。ただし、金額が僅少とはいえ、このような不明確な表示になっているという現状は、今後、財務諸表利用者としての投資家からどのような指摘があるか注視する必要がある。少なくとも日本基準では明記されていた項目と金額がIFRSでは明記されていないという現状があり、このことは実務上の課題であるとみなすことができる。

< 参考文献 >

- 秋葉賢一. 2015. 「IASB における資本と利益の行方」『会計』187(1): 16-26.
- 川村義則. 2010. 「企業会計上の資本概念の再考」『金融研究』29(3): 175-192.
- 野口晃弘. 2010. 「資本概念に関する国際的な動向—二元的な資本計算の可能性」『企業会計』62(1): 73-76. など

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

- 池村恵一, 欧州における負債と資本の概念形成をめぐる問題—EFRAG 討議資料(2014)による争点と示唆—, 『流通経済大学創立50周年記念論文集』, 査読無し, 2016年, 257-306.

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

6 . 研究組織

(1)研究代表者

池村恵一 (IKEMURA, Keiichi)
流通経済大学経済学部教授
研究者番号：7 0 4 0 9 6 2 1

(2)研究分担者 なし

(3)研究協力者 なし